



平成 27 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 日本瓦斯株式会社  
代表者名 代表取締役社長 和田 眞治  
(コード：8174、東証第 1 部)  
問合せ先 IR・資本戦略部長 清田 慎一  
(TEL. 03-5308-2116)

### 海外市場における自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、海外市場における自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 【本資金調達目的】

国内のエネルギー業界は、エネルギー自由化に向けて大きな転換点を迎えており、2016 年には電力小売自由化、2017 年には都市ガス小売自由化が実施される予定であります。今後、市場における厳しい能率競争に耐え得る構造改革が進む中で、新規参入も含め新たなイノベーションの創出に向けて、垣根を越えた合従連衡が起こるものと想定されます。また、自由化市場においては自由化を契機として、電力・ガス業界の垣根がなくなり、通信等の異業種を巻き込み、ボーダレスな事業環境に耐え得る総合エネルギー企業群が出現することが想定されます。

従前より当社は、エネルギーの自由化に向けて様々な構造改革を進め現在に至っております。クラウドシステムによるモバイルデバイスの高度運用や、ハブ充填所と無人デポステーションをクラウドシステムでオペレーションする革新的物流改革、更にクラウドシステムによる画期的な保安の高度化など次々と新機軸を打ち出し、圧倒的な利益率の高さと協業他社との差別化による純増顧客の伸びを実現し、5 期連続過去最高益に向け更なる進化を続けております。また、2014 年 3 月期の 13 円から 26 円への増配に続き、2016 年 3 月期において 30 円への増配を予定しております。

2015 年 10 月には、電力、ガス全面自由化に対応すべく、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）との間で、電力、ガスのセット販売を通じた新たな総合エネルギー事業の実現に向けて、新たな事業価値創出のための業務提携契約を締結いたしました。これにより、お客様の利便性に資する新たな事業価値創出に向けガス、電気のお世話のもとより、生活関連の様々なシーンでお客様をサポートできる新たなイノベーションの開発に更なる取り組みを続けてまいります。当社は過去 60 年、一貫してお客様に最も近い小売領域で実需を支える業務に専念してまいりました。東京電力との業務提携により、上流のノウハウや電力事業の圧倒的な知見を得て、小売領域に於いて「戦う集団」を標榜し積み重ねて来た 60 年の事業経験が、自由化を契機に更なる社会貢献に向けて成長するものと確信しております。

また、2011 年以来、海外のエネルギー自由化市場のノウハウを、国内の自由化市場に活用することを目的とし、自由化の進む米国・豪州でエネルギー小売事業に挑戦してまいりました。米国においては当社の現地法

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

人を通じ、テキサス州で電力小売事業を展開する Entrust Energy, Inc. と、北東部7州で電力・ガス小売事業を展開する North Eastern States Inc. に経営参加しております。米国においても国内同様のドアノック営業を実施し、2015年9月末時点においてお客様数を合計171千戸まで増加させる等、厳しい自由化市場で経験を重ねて参りました。今後は、国内外のエネルギー事業への取り組みが相互に補完しあいながら、海外展開のドライバーになり得る事業価値の創出に更なる努力をして参ります。

2016年と2017年に予定されているエネルギー自由化が目前に迫り、電力業界、石油元売業界等で様々な再編等の動きが立て続けに発表されております。こうした業界集約化の動きは、数多くの事業者が存在するLPガス業界はもとより、大手から中小事業者までが入り乱れる都市ガス業界においても、避けられないものと考えられ、当社はそのような再編の流れの中でも勝ち抜くために必要な全ての準備を進めてまいりました。

当社は、このような状況を踏まえ、従来の成長に加えて、目前に迫るエネルギー自由化に備え、1)新規顧客獲得の速度を加速し、2)ガス事業の革新的インフラ整備によって、業務効率、管理体制を一層向上させ、3)東京地区での営業拠点及び営業の人的リソースを格段に充実させることが急務と考え、今回、自己株式の処分により資金を調達することと致しました。急速に変化する事業環境の中で、安定的かつ機動的な対応を行うことができる十分な財務基盤を確立することは、当社の中長期的な企業価値を向上させることにつながると考えております。また、今回の海外市場における自己株式の処分は、資本市場における当社認知度の向上と共に、流通株式の増加に伴い株式流動性の向上にも資するものと考えております。

#### 1. 海外市場における自己株式の処分（本自己株式処分）

(1) 募集株式の種類及び数	<p>下記①及び②の合計による当社普通株式7,951,000株</p> <p>① 下記(3)に記載の海外募集の対象株式として当社普通株式7,228,000株</p> <p>② 下記(3)に記載の国際募集における引受人に付与する追加的に処分する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式723,000株</p>
(2) 払込金額の決定方法	<p>日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成27年12月7日(月)から平成27年12月9日(水)までの間のいずれかの日(以下「募集価格等決定日」という)に決定する。</p> <p>なお、会社法上の払込金額は、国際募集(以下に定義する)及び米国プレースメント(以下に定義する)のいずれについても、下記(3)記載の募集価格から下記(4)記載の引受人の1株あたりの対価相当額を控除した金額とする。当社が払込みを受ける金額は、国際募集については会社法上の払込金額と同額とし、米国プレースメントについては下記(3)記載の募集価格と同額とする。</p>
(3) 募集方法	<p>欧州、アジア及び米国を中心とする海外市場(但し、米国については1933年米国証券法セクション4(a)(2)に基づくプレースメント(以下「米国プレースメント」という。)による処分とする。)における募集(以下「海外募集」といい、米国プレースメント以外の海外募集を「国際募集」という。)とする。国際募集においては、UBS AG, London Branchを主幹事会社とする引受人(以下「引受人」という。)に国際募</p>

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>集分の全株式を総額個別買取引受けさせ、米国プレースメントにおいては、UBS AG, London Branch をプレースメント・エージェントとする。</p> <p>また、引受人に対して上記（１）②記載の追加的に処分する当社普通株式を買取る権利を付与する。</p> <p>なお、海外募集における募集価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、募集価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、募集価格等決定日に決定する。</p>
（４） 引 受 人 の 対 価	<p>国際募集については、引受手数料は支払わず、これに代わるものとして本自己株式処分における処分価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。</p> <p>米国プレースメントについては、引受けは行われなため引受手数料は支払わず、UBS AG, London Branch に対しプレースメント・エージェントに係る手数料が支払われる。</p>
（５） 払 込 期 日	平成 27 年 12 月 14 日（月）から平成 27 年 12 月 16 日（水）までのいずれかの日。但し、募集価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
（６） 申 込 株 数 単 位	100 株
（７） 払込金額、募集価格その他本自己株式処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長及び代表取締役副社長に一任する。	

## 2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数 13,537,252 株（平成 27 年 9 月 30 日現在）（注） 1.

本自己株式処分 7,951,000 株 （注） 2.

による処分株式数

本自己株式処分後の 5,586,252 株 （注） 1.（注） 2.

自己株式数

（ご参考）

現在の発行済株式総数 48,561,525 株（平成 27 年 9 月 30 日現在）

現在の発行済株式数 35,024,273 株（平成 27 年 9 月 30 日現在）

（自己株式を除く）

本自己株式処分後の発行済株式数 42,975,273 株 （注） 1.（注） 2.

（自己株式を除く）

（注） 1. 当社は、「役員報酬 BIP 信託」を導入しておりますが、当該信託が所有する当社株式 291,300 株については上記自己株式数に含んでおりません。

2. 引受人が上記「1. 海外市場における自己株式の処分（本自己株式処分）」（１）②に記載の権利の全てを行使した場合の数値です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

本自己株式処分により調達する手取概算額上限 250 億円（平成 27 年 11 月 24 日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。）については、平成 27 年 12 月から平成 30 年 3 月までに、100 億円を都市ガス事業における顧客獲得費用に、90 億円を営業拠点の増設やハブ充填所の新設などのインフラ整備及びブランド構築費用に、60 億円を LP ガス事業における顧客獲得費用として支出する予定です。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

都市ガス事業における新規顧客の獲得費用については、自由化後を含めて顧客獲得の大幅な増加を見込んでおり、都市ガスを供給するパイプライン、その工事費用、及びガス器具類などの顧客獲得時に必要となる経費に合計で 100 億円を充当する予定です。

インフラ整備及びブランド構築費用については、都市ガス事業の顧客拡大において、都内を中心に営業拠点の増設を予定しており、また、LP ガス事業において、増加を続ける顧客への対応及び更なる事業の効率化のためにハブ充填所(\*1)やデポステーション(\*2)の増設を予定していることから、90 億円を充当する予定です。

(\*1)ハブ充填所：LP ガスをガスボンベに高効率に充填するための大型工場です。当社は通常規模のガス充填工場に加えて、千葉県に 1 か所ハブ充填所を有しておりますが、増加し続ける顧客に対応するために、更に大規模で高効率なハブ充填所を神奈川県に建設予定です。この新ハブ充填所は、従来のハブ充填所に対して 5 倍の能力に相当する月産 5 万トンの充填能力となる予定です。

(\*2)デポステーション：LP ガスボンベの無人の配送拠点です。このステーションを増設することにより、増加し続ける顧客に LP ガスを配送することが可能になります。新ハブ充填所の増設に対応してデポステーションの拠点も拡充していきます。

LP ガス事業における新規顧客の獲得費用については、電気及びガスのパッケージ販売や顧客買収などにより更なる顧客獲得の増加を見込んでおり、LP ガスを供給するガスボンベ、その工事費用、及びガス器具類などの顧客獲得時に必要となる経費に合計で 60 億円を充当する予定です。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

本募集による今期の業績予想への影響はございません。当社の事業基盤・財務基盤の強化を図った上で、今後のエネルギー自由化における当社の戦略を加速することが可能となり、当社グループの中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、安定配当の継続を基本方針として、株主還元の強化に努めてまいります。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本方針としております。当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

当は株主総会としております。

(3) 内部留保資金の使途

目前に迫っているエネルギー自由化を契機に当社が大きく成長するために、顧客基盤の拡充につながる投資に振り向ける一方で、当社の最重要商品であります保安の品質を維持し更に向上させるために、株主還元の強化を意識しながら、内部留保の充実を図り、将来に向けた株主価値の向上に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	78.01円	220.93円	148.26円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	13.00円 (6.50円)	26.00円 (6.50円)	26.00円 (13.0円)
実績連結配当性向	16.7%	11.8%	17.5%
自己資本連結当期純利益率	9.8%	22.2%	13.9%
連結純資産配当率	1.6%	2.8%	2.6%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。  
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。  
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式の処分

(1) 処分期日	平成27年9月14日
(2) 処分株式数	291,300株
(3) 処分価額	1株につき3,776円
(4) 資金調達額	1,099,948,800円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注) 当社グループの役員向け株式報酬制度の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 BIP 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行ったものであります。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
始 値	1,326 円	1,082 円	1,569 円	2,920 円
高 値	1,469 円	1,590 円	3,470 円	4,450 円
安 値	791 円	1,001 円	1,411 円	2,745 円
終 値	1,062 円	1,574 円	2,970 円	3,475 円
株価収益率	13.6 倍	7.1 倍	20.0 倍	—

(注) 1. 株価は全て株式会社東京証券取引所におけるものであります。  
 2. 平成 28 年 3 月期の株価については平成 27 年 11 月 24 日（火）現在で表示しております。  
 3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成 28 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る払込期日から 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社による事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当社普通株式を取得する権利又は義務を表章する有価証券の発行等（但し、本自己株式処分における株式の売却、単元未満株式売渡請求に基づく当社普通株式の売却、株式分割による株式の発行、保有者不明株式の当社による売却、日本の法律又は規制で要求される株式の発行及び売却を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、主幹事会社はその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

(5) オーバーアロットメント等について

国際募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、当社普通株式の追加的な募集（以下「オーバーアロットメント」という。）が行われる場合があります。オーバーアロットメントの対象となる当社普通株式数は、723,000 株を予定しておりますが、当該株式数は上限の株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントに関連して、オーバーアロットメントにかかる受渡しに必要な株式を引受人に取得させるために、引受人に対し追加的に処分する当社普通株式を買取る権利を付与しております。

また、引受人は、募集価格等決定日の翌日から引受人に付与する追加的に処分する当社普通株式を買取る権利の行使期限までの間（以下「本件市場買付期間」という。）、オーバーアロットメントにかかる受渡しに充当することを目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントの対象となる当社普通株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「本件市場買付け」とい

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

う。)を行う場合があります。引受人が本件市場買付けにより取得した全ての当社普通株式は、オーバーアロットメントにかかる受渡しに充当されます。なお、本件市場買付け取引期間内において、引受人は本件市場買付けを全く行わず、又はオーバーアロットメントの対象となる当社普通株式数に至らない株式数で本件市場買付けを終了させる場合があります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。